

各 位

会 社 名 株式会社ダルトン
代表者名 代表取締役社長 安藤 隆之
(JASDAQ・コード7432)
問合せ先 取締役副社長 東郷 武
(電話：03-3549-6800)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 25 日付「監査等委員設置会社への移行に関するお知らせ」で開示したとおり、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 70 期定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数となる監査等委員会を設置することにより、監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れることから、経営の透明性を高め、取締役会の業務執行における決定権限を取締役に委任することによる、迅速な意思決定と経営の効率性についても高めることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 27 年 12 月 18 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

(3) その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の新体制に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 定款の一部変更

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することが可能となりましたので、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約にかかわる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 12 月 18 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 12 月 18 日

以上

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は、変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 1 9 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 9 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数) 第 20 条 当社の取締役の員数は、 <u>20</u> 名以内とする。 (新設)	(員 数) 第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の員数は、 <u>8</u> 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(選任方法) 第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	(取締役の任期) 第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>

<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役における議事について、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p>	<p>までとする。</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役における議事について、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p>
---	---

<p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役の員数は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
--	--

<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令および本定款に別段の定めがあるものを除き、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令および本定款に別段の定めがあるものを除き、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

<p><u>(期末配当の基準日)</u> 第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等)</u> 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u> 2. <u>当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第70期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---